

渋川市空き家活用マッチング制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の多様な利活用を促進することにより、空き家の増加を抑制し、活力と魅力のあるまちとするため、活用可能な空き家所有者及び空き家の活用者をつなぎ合わせる空き家活用マッチング制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家活用マッチング 空き家を活かして地域と共生する事業をいう。
- (2) 空き家 個人が市内に所有し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）住宅又は併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の概ね1/2未満のもの）である建築物をいう。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) 空き家提供者 空き家活用マッチングのために、空き家を提供する所有者等をいう。
- (5) 空き家活用希望者 空き家活用マッチングを行うために、空き家の紹介を希望する者をいう。

(空き家の登録申請等)

第3条 本制度に登録できる空き家は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家の活用について、所有者等全員からの同意があること。
- (2) 建築基準法違反の是正指導及び特定空家の認定を受けていないもの。
- (3) その他市長が不相当と認める事由のないもの。

2 空き家提供者は、空き家活用マッチング物件登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家提供者誓約書（様式第2号）
- (2) 空き家の所有者等であることが確認できる書類及び本人確認書
- (3) 委任状（空き家が共有名義である又は所有者でない場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに申請者の承諾を得て現地調査を行い、登録の可否を審査し、空き家活用マッチング物件登録（不登録）決定通知書（様式第3号）により、空き家提供者に通知し、登録をしたときは、空き家活用マッチング制度登録台帳に登録するものとする。

(登録空き家の情報公開)

第4条 市長は、第3条第3項の規定による登録をしたときは、当該登録を受けた空き家（以下「登録空き家」という。）に関する次の各号に掲げる情報を市のホ

ホームページに掲載することにより公開するものとする。

- (1) 所在地
- (2) 登録空き家の概要
- (3) 提供形態及び建物改修の可否
- (4) 活用用途その他の活用希望者への要望
- (5) その他市長が必要と認める事項
(空き家活用希望者の登録申請等)

第5条 空き家活用希望の内容は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家を活かして地域と共生する事業（営利・非営利を問わない）であるもの。
- (2) 単に居住を目的とした住宅としての利用でないもの。ただし、居住用であっても、共同居住型賃貸住宅又はお試し居住施設、民宿（農林漁業体験施設型を含む。）等は除外しない。
- (3) 利用目的が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがないもの
- (4) 利用目的が政治活動、宗教活動等を目的とした利用ではないもの
- (5) その他市長が不相当と認める事由のないもの。

2 空き家活用希望者は、空き家活用マッチング希望者登録申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長へ提出するものとする。

- (1) 活用希望者誓約書（様式第5号）
- (2) 身分証明書（団体等の場合は団体等の証明書又はそれに代わる書類）
- (3) 事業計画書
- (4) 収支計算書等（直近年度のもの。ただし、提出ができない、又は個人の場合は、市区町村税の納税証明書（未納額のない証明書））
- (5) 活動概要の分かるもの（規約、会則その他これらに準ずるもの。ただし、個人は除く。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、登録の可否を審査し、空き家活用マッチング希望登録（不当登録）決定通知書（様式第6号）により、空き家活用希望者に通知するものとする。

（登録有効期間）

第6条 本制度の登録有効期間は、登録決定した日から2年間とする。ただし、期間満了時まで、登録の延長を希望した場合は、登録の有効期間を2年間延長することができる。

（登録の内容変更）

第7条 空き家提供者又は空き家活用希望登録をした申請者（以下「活用希望者」という。）は、活用希望空き家登録の内容に変更があるときは、速やかに空き家活用マッチング登録変更届（様式第7号）を市長へ提出するものとする。

（登録の辞退）

第8条 空き家提供者又は活用希望者は、空き家活用マッチングを辞退しようとするときは、空き家活用マッチング登録辞退届（様式第8号）を市長へ提出するものとする。

（活用希望及び提供空き家登録の取り消し等）

第9条 市長は、空き家提供者又は活用希望者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- （1） 登録者から空き家活用マッチング登録辞退届（様式第8号）が出されたとき。
- （2） 偽りその他不正な手段により登録申請したとき。
- （3） 本要綱その他関係法令に違反したとき。
- （4） 活用に当たり伝えるべき情報を隠匿したとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長の指示等に従わなかったとき。

（空き家提供に係る引き合わせ）

第10条 市長は、活用希望の条件に適合する提供空き家の登録があった場合には、別に定める方法により、両者を引き合わせる場を設けることができる。

- 2 活用希望者は、交渉結果について空き家活用マッチング結果報告書（様式第9号）を提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により報告のあった内容が売買、賃貸借等の契約が成立の場合、遅滞なく登録内容の削除を行うとともに、本市ホームページの掲載内容の削除を行うものとする。
- 4 活用希望者は、事業開始後の活動内容について、別に定めるとおり、必要に応じて市長へ報告しなければならない。

（守秘義務）

第11条 市長、空き家提供者及び活用希望者は、マッチング事業の実施において知り得た個人情報等を、本事業以外の目的で使用してはならない。

（運用上の注意）

第12条 この要綱は、空き家活用マッチング以外による物件の取引を制限するものではない。

（市長の責任）

第13条 ホームページに掲載する情報は、申請者から提供された情報を掲載するものであり、内容の真正を保証するものではない。

2 情報提供後に当事者間で行われる具体的な交渉若しくは調整又は取り交わされる不動産契約等については、市長は一切の責任を負わない。

（暴力団の排除）

第14条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者は、渋川市空き家活用マッチング制度を利用することができない。

(空き家活用マッチングの推進に係る協力依頼)

第15条 市長は、活用希望者及び空き家提供者に対し、マッチング事業の推進に係る広報について、協力を依頼することができる。

2 活用希望者及び空き家提供者は、前項の依頼に協力しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。